

地域経済振興におけるローカル・ルールの可能性 —条例を中心に—

調査部 主任研究員 高坂 晶子

目 次

1. はじめに
2. 条例の概要
 - (1) ローカル・ルールと条例
 - (2) 条例の種類と適用分野
 - (3) 条例の可能性
 - (4) 条例の活用事例
3. 先進地域における経済振興に向けた条例の活用事例
 - (1) 八尾市「中小企業地域経済振興基本条例」～国の法令を受けた条例のタイプ～
 - (2) 福岡市「屋台基本条例」～固有事情に基づく自主条例のタイプ～
 - (3) 2事例を踏まえた条例のメリット
4. 条例のメリットを確保するためのポイント
 - (1) 実態把握に基づいた条例の制定と活用
 - (2) 現場の意見を踏まえた合意形成
 - (3) 条例執行体制の整備と実行
 - (4) PDCA
5. おわりに

要 約

1. 近年、地域経済の振興に当たり、かつては一般的だった公共事業や生産拠点の誘致とは異なる方向性、すなわち、それぞれの地域レベルで固有資源や特性を見出し、有効活用する取り組みが模索され始めている。
2. 今後は、各地域が自発的に強みを洗い出して積極的に活用し、当該地域ならではの付加価値を創出する取り組みが求められる。そのためには、地域事情を踏まえた施策の執行を裏付ける明確な法的・政治的根拠、あるいは息の長い取り組みを可能とする長期指針・ビジョンに当たる地域固有のルール（以下、ローカル・ルール）の整備、運用が重要となる。
3. ローカル・ルールのなかでも、憲法に根拠を持つ条例は、議会の議決を経る「自治立法」として、施策執行の強い推進力となり得る一方、憲法および地方自治法により、国の法令の制約下に置かれている。ただし、2度にわたる地方分権改革によって自治体の条例制定権は拡大されているため、近年、その活用余地は広がりつつある。
4. 大阪府八尾市は2001年に「中小企業地域経済振興基本条例」を制定して以来、日本有数のものづくり基盤という地域特性に起因する政策需要と住民の理解を背景として積極的に活用している。具体的には、中小企業者以外の一般市民や市内の組織すべてをステークホルダーと位置付け、「中小企業を振興する取り組みは、その発展を通じて雇用・消費の拡大や税収増加による市民サービスの向上に結びつく」という好循環を目指している。現在、手厚いものづくり支援に加えて起業や事業継承支援、小中高校における中小企業理解教育など幅広い施策が継続的に行われており、他の自治体から先進事例として参照されている。
5. 福岡市は2013年に「屋台基本条例」を制定し、固有の地域資源である屋台の適正営業と有効活用を進めている。戦後の混乱期にルーツを持つ屋台は、他の多くの自治体では衰退に向かったが、福岡では市民の支持・愛着と市長のリーダーシップの下で存続が図られている。具体的には、屋台の存在意義を「街に賑わいをもたらす公益性」として再定義し、その実現に必要な厳正な管理体制や営業環境の整備に取り組みつつ、屋台文化の継承にも努め、まちづくりや観光振興に効果を挙げている。
6. 地域経済の振興に向けて条例を制定・活用するメリットについて、上記の2事例に基づき整理すると以下の通りである。
 - (1) 条例が法的・政治的裏付けとなり、実効性の高い施策の執行が担保される。まず、条例で明文化されたビジョンによって自治体内部の問題意識の摺合せが進み、連携の取れた施策が立案される。これら施策が実行に移される段階、すなわち予算をめぐる庁内調整、議会での審議、現場での執行においても条例は推進力を発揮する。条例が存在することで自治体の運営方針の予見可能性が高まるため、民間が事業活動を積極化する効果も期待される。
 - (2) 条例の対象とすることによって経済振興策の重みが増し、継続的な取り組みが担保される。自治

体の組織内部で当該分野が重要政策課題として認識されるほか、首長の交代による路線変更の可能性が生じた場合も条例が一定の歯止め機能を担い、長期計画に基づく息の長い取り組みが可能となる。

- (3) 外部関係主体との協力・連携が実現・推進される。「条例」という形で自治体の意欲や本気度、積極性が示されるため、外部関係主体に相応の対応や関与（コミットメント）を促す効果がある。
- (4) 取り組みの法的根拠が明示される。条例は自治体が負う責任の所在とその範囲・内容を示す法的枠組みとして機能し、説明責任を果たす根拠となる。条例以外のローカル・ルールの場合、対外的に法的根拠を説明する力が弱い。

7. 上記のメリットを確保するうえで、事例研究から示唆される自治体が留意すべきポイントは、以下の通りである。

- (1) 地域固有の事情や政策需要について実態を調査し、把握した情報・データに基づき施策を立案する。
- (2) 実際の利害関係者の声を踏まえ、納得感のある合意形成を行う。
- (3) 条例の内容を具体的施策に落とし込む仕組みや制度、人的配置を整え、実行する。
- (4) 条例の成果をチェックし、施策の見直しにつなげる。

8. 条例は最もハイレベルなローカル・ルールであり、制定のハードルが高いことから、従来は制定作業で「燃え尽き」てしまうケースも散見された。今後、条例を地域独自の経済振興策に積極的に活用するためには、条例を制定する段階から、実際の運用段階を視野におき、執行体制やマンパワーの整備に併せて取り組むことが望まれる。

1. はじめに

大都市圏への人口流入や機能集中が進むなか、地域経済の振興は長年にわたり国の重要政策課題とされ、地方圏では公共事業や生産拠点の誘致が展開されてきた。しかし、財政制約による公共事業の縮減や生産拠点の海外移転に伴い、これらの施策の実現は難しくなりつつある。近年は、国主導で推進されてきた従来型施策とは異なる方向性、すなわち、それぞれの地域レベル（注1）で固有資源や特性を見出し、有効活用する経済振興策が模索されている。

政府の重要施策である地方創生の文脈からも、地域資源の活用を重視するスタンスが見て取れる。2016年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2016（以下、地方創生基本方針2016）」では「Ⅳ．地域特性に応じた戦略の推進」として、地域の特性・個性を重視する方針が示されている。具体策をみても、固有資源を生かした地域密着型のビジネスに助成する総務省の「ローカル10000プロジェクト」や、地場の伝統産業をベースに現代的なデザインを施した製品の開発と販路開拓を支援する経産省の「JAPANブランド等プロデュース支援事業」など、様々な取り組みが行われている。

ただし、政策の進め方をみると、地域が自立的に独自資源の有効活用に取り組むというより、国が期待する分野に地域を誘導しようとする傾向が見受けられる。例えば、国の総合戦略を受けて2015年度中に各自治体によって策定された「都道府県／市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、地方版創生戦略）の中身をみると、国の挙げた重点分野における施策が多くを占めている。背景には、国が資金支援を誘因としつつ「できる限り早期に地方版創生戦略を策定、提出する（注2）」ことを求めたのに対し、大半の自治体は国の推す分野を軸とした戦略策定作業に終始し、それぞれの地域事情や特性を洗いだしたり、住民や民間組織、コミュニティと連携して独自戦略を練り上げることは見送ったという事情がある。このように、現状の「地域特性の重視」は、あくまで国主導の成長戦略の枠内にとどまり、地域の自発的・自律的な動きとは言い難いのが実情である（注3）。

しかしながら、財政制約がさらに厳しくなる見通しのもと、現行のような資金給付を梃とした政策誘導が長きにわたって持続可能とは考え難い。地域経済の振興のためには、各地域が自発的に強みを洗い出して積極的に活用し、当該地域ならではの付加価値を創出していくことが今後の大きな課題となる。これを強力に推進するには、具体的施策の執行を裏付ける明確な法的・政治的根拠、あるいは息の長い取り組みを可能とする長期指針・ビジョンに当たる地域固有のルール（以下ローカル・ルール）を策定（注4）し、それに基づいて運用することが望ましい。

条例をはじめとしたローカル・ルールについては、1995年以降の分権改革の成果として、自治体の自由度の向上が顕著であるものの、国の法令との関係で、依然様々な制約が残されている。各地域はローカル・ルールの策定・活用に当たっては、このような制約を前提に運用方法や執行体制について工夫をこらし、成果を挙げることを求められる。このような地域の自発的取り組みを通じて、将来、国からさらなる権限移譲やローカル・ルールの自由度向上を引き出すことも期待できよう。

本稿では、まずローカル・ルール、とくにその中心的存在である条例の種類・内容を整理し、国の法令との関係、分権改革の下で増えてきた条例一般の活用状況について概観する。次いで、地域経済振興に絞って条例を有効活用している先進地域の取り組み事例を検討し、条例を制定・運用するメリット、およびメリットを引き出すためのポイントについて整理する。最後に、残された課題を指摘する。

- (注1) 従来型施策の限界を受け、現状では大都市圏自治体においても取り組まれている。
- (注2) 戦略策定の目標期限は2015年度末に設定されたが、国は迅速に対応した自治体には2015年補正予算で前倒し給付金を支給する方針を明らかにし、早期提出を強く促した。
- (注3) このような事態に対し、地域経済や自治関連の研究者からの批判は少なくない。一例として「一部の自治体では、総合戦略を『できるだけ早く、できるだけ国の気に入られるものを作り、できるだけ多くの金を獲得する』手段と認識してしまった。」小田切徳美「3年目の『地方創生』」日本交通公社『観光文化』203号2016年7月。
- (注4) 以下本文中での表記は、条例本体をつくる作業を「制定」、これに加えて施行規則や実施計画等を作る作業を含む場合を「策定」とする。

2. 条例の概要

(1) ローカル・ルールと条例

ローカル・ルールとは、地方自治体が当該地域の特性、固有の政策需要や利害調整の必要性等に応じて、国の法律（国会で議決されたもの）の範囲内で策定し、当該地域において執行する独自の法体系を指す（注5）。

図表1はローカル・ルールの種類と権能について整理したものである。このうち条例は憲法94条を根拠とし、かつ地方議会の議決を経て成立する「自治立法」であることから、地方自治レベルで最も正統性の高いルールに位置付けられている。例えば、地域住民の権利を制限したり、義務や罰則を課す場合には、原則として条例の裏付けが必要である（注6）。このような事情を踏まえ、以下では条例を中心に検討を進める。まず、その種類と適用分野について述べる。

（図表1）ローカル・ルールの種類

	定 義	根 拠
条 例	地方自治体が制定する自主法 法の範囲内で制定可能 制定・改廃は議会の議決による	憲法94条、 地方自治法14条他
規 則	自治体の執行機関（市役所、教育委員会等）が制定する自治立法 議会の議決は必要ない	地方自治法15条
規 定	条例、規則の範囲内で、組織・執行上の細目や手続き等を規定	地方自治法14、15条
告 示	自治体が法に基づいて処分・決定した事項その他について 一般住民に知らせる文書で、法の内容を補充することあり	地方自治法16条
訓 令	首長が内部の事務運営について職員を指揮監督する命令	地方自治法154条
行政基準	自治体の執行機関（市役所、教育委員会等）が制定する事務処理 の指針や基準で、法規以外のもの	
行政協定	自治体の執行機関（市役所、教育委員会等）が行政目的のため 住民や団体・企業等と締結する契約	
要 綱	任意の協力を前提に行政指導を行うための指針、補助金等の交付 の方針、行政内部の準則等を定めたもの。法的拘束力なし	

（資料）総務省自治法務ウェブサイト、磯崎 [2012] 他に基づき日本総合研究所作成

(2) 条例の種類と適用分野

A. 種 類

図表2は国の法令との関係から見た条例の種類である。

a. 法定事務条例

法定事務条例は、国の法令によって地方の役割分担とされた広範な事

（図表2）法令との関係からみた条例のタイプ

条例のタイプ	内 容
法定事務条例	法令に基づく事務について必要な事項を規定
委任条例	法令の委任に基づく事項について規定
執行条例	法令の委任の有無にかかわらず、その執行に必要な事項を規定
自主（独自）条例	法令による授権なしに、自治体の事務について独自に規定

（資料）総務省自治法務ウェブサイト、磯崎 [2012] 他に基づき日本総合研究所作成

務について定めるもので、対象となる事務の例を挙げれば、公安や風紀の維持、土地の管理・活用、水質管理、公共施設の運営・維持などである。

法定事務条例はさらに二つに分類される。まず、委任条例は、国の法令上に「条例に委ねる」旨が明記されている事項について自治体が定めるもので、制定は必須とされる。住民の利用に供する公の施設の詳細（名称や位置など、委任法：地方自治法等）から工場排水の水質基準（委任法：水質汚濁防止法）まで規定内容や効力は様々である。

これに対し執行条例は、法令で地方の役割分担とされた事務を執行するうえで、法令上に明示的な委任はない事項であっても自治体が必要と認めた場合に制定されるもので、必ずしも定める義務はない。

b. 自主（独自）条例

自治体の仕事には、法令によって地方に委任、授権された事務以外にも、地域運営に必要な様々な事務事業、例えば、街の清掃・美化、迷惑行為の防止等がある。自主条例は、これらの仕事について自治体が必要と判断した場合に制定可能な条例である。前記の法定事務条例の場合、国の関与が相対的に強いに対し、自主条例は地方の考え方や地域事情が反映されやすいといえる。

B. 適用分野

これらの条例は、具体的にはどのような分野に適用されるのであろうか。自治体のルールを集めた例規集からは（図表3）、財務や人事といった組織運営上の機能、交通や水道といった地域運営上の活動、教育や福祉といった公共サービスに関して、条例はじめ規則や要綱等が広範に策定されていることがわかる。

図表4は、戦後どのような条例が制定されてきたかについて、時代背景ごとに区分したものである。地方自治制度が導入されて間もない1950年代には、自治関連の制度的枠組みの整備や治安維持関係が主

（図表3）自治体の条例・規則等の制定状況の例

【東京都】			【愛知県】			【札幌市】		
分類	件数	比率(%)	分類	件数	比率(%)	分類	件数	比率(%)
総規	318	12.8	総規	162	8.3	総則	30	3.2
人事	298	12.0	職員	214	10.9	議会	22	2.4
財務	177	7.1	財務	173	8.8	執行機関	117	12.6
福祉	151	6.1	環境保全	191	9.7	文書・処務	43	4.6
労働	31	1.3	民生	64	3.3	人事	53	5.7
衛生	164	6.6	衛生	81	4.1	給与	64	6.9
経済	140	5.6	商工	23	1.2	財務	34	3.7
都市計画	148	6.0	農林水産	81	4.1	市民	71	7.7
環境保全	79	3.2	労働	14	0.7	厚生・環境	177	19.1
住宅	36	1.5	土木	522	26.6	経済	14	1.5
建設	75	3.0	建築	173	8.8	建設	65	7.0
港湾	40	1.6	公営企業	76	3.9	都市開発	27	2.9
交通	174	7.0	教育	109	5.6	企業(注*)	79	8.5
水道、下水道	219	8.8	警察、消防	78	4.0	地方独立行政法人	3	0.3
教育	259	10.5	総数	1,961	100.0	教育	99	10.7
警察	91	3.7				消防・公安	29	3.1
消防	78	3.1				総数	927	100.0
総数	2,478	100.0						

(注*) 地方公営企業が対象

(資料) 各自治体の例規集に基づき日本総合研究所作成

流であったが、60年代の経済成長期に入ると、公害防止や消費者保護など住民生活の安全・安心に向けた条例の制定が盛んになった。さらに、70年代半ばになり地方自治が定着するにつれ、住民参加や情報公開関連の条例が増加した。90年代半ば以降は分権改革の影響もあり、包括的なまちづくりや各種基本条例の制定が全国的に進みつつある。

(図表4) 地方自治とローカル・ルールの歴史

年 代	地方自治に関する主なトピック	主に制定・活用されたローカル・ルール
1946年 ～50年代	首長公選制の導入 地方自治法、地方財政法、 教育委員会法等の施行	組織、職務、定数等関係、料金・利用規定関連 各種取締関係(物資統制、風紀等)、 警察・保安・治安維持関係
1960～ 70年代 半ば	都市化・工業化に伴う 生活環境 悪化への対応 オイルショック	公害防止条例・協定 開発指導要綱、土地利用規制条例 消費生活条例
1970年代 半ば～ 1980年代	住民参画の拡大 国の法令とローカル・ルールの 関係に関する判決多数	情報公開関連 、住民投票関連 環境アセスメント 、自然環境保護関連
1990年 ～現在	機関委任事務の廃止と 条例制定権の拡大	まちづくり・土地利用、景観関連 各種基本条例(自治、議会、環境、暮らし等)

(資料) 磯崎初仁 [2012] 等を基に日本総合研究所作成

(3) 条例の可能性

A. 国の法令と条例の関係

自治体は「国の法律の範囲内」(憲法94条)で、「法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる」(地方自治法第14条1項)。このように、法定事務条例と自主条例とを問わず、自治体の条例制定権は国の法令の制約の下に置かれている。

条例制定の可否は次のようにケース分けされる。まず、条例の目的が国の法令の目的と異なる場合、法令の執行を妨害しないかぎりにおいて条例化は可能である(注7)。一方、条例と法令が同一目的を有する場合、自治体による条例制定の可否はケースバイケースである。最高裁判例によれば、国が全国一律、同一内容の規制を行う趣旨の法について、自治体は条例を制定することはできないが、国が地域の事情に配慮する趣旨の法の下では条例化は可能である(注8)。

実際の条例制定作業では、国や関連する自治体(注9)、およびその他域内の様々な主体に対し効力を及ぼす条例の制定には、通常、相当な事由や根拠、効果の見通し等が必要とされる。自治体は条例化が望まれる切実な地域事情やニーズ(立法事実)と政策効果、手段等を明らかにし、かつ国の法令はもちろん、当該自治体の既存の条例や各種計画との関係についても検討することが求められるため、条例制定のハードルは高い(注10)。

B. 分権改革と条例制定権の拡大

一般に、わが国の法令は緻密、詳細、かつ全国適用を原則に規定されており、いわゆる「規律密度の高い」状態である。このため、自治体が地域の実情に合わせたルールを策定しようとしても、条例化が可能な分野は限られているのが実情である。とくに、1995年の地方分権推進法の施行以前は、地方の自由度は極めて狭く、独自ルールの可能な範囲を指して「落穂拾い」と称された程である。

このような事態に変化をもたらされた契機として、数次にわたる地方分権改革が挙げられる。まず、第一期改革(1995～2000年)により、自治体に課されていた国の事務(機関委任事務)が大幅に地方の事務(自治事務)に振り替わり(注11)、連動して条例の対象も一挙に拡大した。第二期改革(2006～

2011年)においては、国が自治事務に課している様々な基準(注12)、あるいは執行に際して義務化されていた省庁との協議等が見直され、自治体は一部の事務事業について、地元の事情に即した基準や執行方法を定めた条例を制定、運用することが可能となった(注13)。このように、自治体の条例制定権は近年拡充傾向にあり、法の制約を前提としつつも、ローカル・ルールを活用する余地は以前に比べて拡大している。

(4) 条例の活用事例

A. 守備範囲

地方自主条例を整理した図表5から、生活ニーズに根差した様々な条例が制定されている状況が見て取れる。これらのなかには、日照権の保障(日影規制)、ゴミ等の「ポイ捨て」や歩行喫煙の禁止、自

(図表5) 事務・事業分野別にみたローカル・ルールの種類

対象分野			ローカル・ルールの例
自治	基本		自治基本条例
	住民	参加	住民参加条例、住民協議会設置条例、住民の協働に関する条例
		投票	原子力発電所の設置に関する住民投票条例
	議会		議会基本条例
	情報	公開	情報公開、公文書の保存と公開に関する条例
保護		個人情報保護条例	
まちづくり	土地利用	開発・利用	開発規制条例、ゴルフ場等造成の適正化に関する条例、日影規制条例(注1)
		保全	県土保全条例、海岸と砂浜の保全に関する条例
		景観	景観保全条例、美しい景観のまちづくりに関する条例
	市街地	活性化	にぎわいある市街地づくり条例、ほんもの体験のまちづくり宣言(注2)
		空家	空家等の適正管理に関する条例
	環境	生活環境	公害防止等生活環境保全条例、ポイ捨て防止条例、歩行喫煙防止条例
		自然	自然の保護と回復に関する条例
水源地・緑地等 アセスメント		水道水源保護条例、里山保全条例、緑を豊かにする条例 環境影響評価条例	
福祉	高齢者		高齢者福祉総合条例、高齢者生活支援条例
	介護		介護福祉条例、介護保険と介護予防に関する条例
	障害者		後見的支援を要する障害者支援条例、バリアフリー条例
	子供	総合	子供条例、子供の権利条例
		子育て	子育て支援条例、少子化対策推進条例
虐待防止		児童虐待防止条例	
人権擁護		人権擁護条例、福祉オンブズパーソン条例	
健康	総合		健康づくり推進条例、健康長寿のまちづくり推進条例
	特定疾病		がん対策推進条例、歯科保健推進条例
	予防		受動喫煙防止等に関する条例
	その他		薬物の乱用防止に関する条例
生活	消費		消費生活条例、消費者安全保護条例
	青少年保護		青少年の健全な育成に関する条例
	公安・治安		集団示威運動に関する条例、ヘイトスピーチ防止条例
	迷惑防止		暴力的不良行為等の防止に関する条例、迷惑ビラ等禁止条例
	防災		火災予防条例、防災基本条例
法定外税	普通税	エネルギー	核燃料物質等取扱税条例
		住居関連	別荘等所有税条例、狭小住戸集合住宅税(ワンルームマンション)条例
	目的税	廃棄物	産業廃棄物税条例
		環境保護	乗鞍環境保全税条例
		その他	河口湖町遊漁税条例、東京都宿泊税条例

(資料) 牧瀬 [2008]、長嶺 [2009]、磯崎 [2012] その他を基に日本総合研究所作成

(注1) 図表中ゴシック表記は本文中に例示したもの。

(注2) 正式には長崎県松浦市「ほんもの体験日本一のまちづくり宣言」。趣旨は自然・生活体験による交流人口の増加。

然・生活体験を梃とした交流人口の増大、空き家対策など、自治体が国に先駆けてルール化したものが多数含まれる。さらに、先進事例に倣った条例を他の自治体が相次いで制定したことから、当該ルールが社会に定着し、国の法令に取り入れられた事例も少なくない。

自治体の自由度が高まるにつれ、地域の自然条件を反映したり、伝統に根差したローカル・ルール（まちづくり宣言等）を策定する動きも各地で強まった（図表6）。例えば、降雨量が少なく水不足に陥りやすい四国地方や北九州市では「水を大切にす」趣旨の、降雪量の多い北海道・東北、北陸地方では「雪を有効利用する」趣旨の条例（注14）が複数存在する。その他にも生活習慣や地元の意見を反映した様々なルールが策定されており、そのユニークさが話題となっている。

（図表6）ユニークなローカル・ルールの例

分野	具体的内容	自治体例
美化・清掃	歩行喫煙のパトロールと罰則規定	東京都千代田区
	掘割（ほりわり）の清掃維持	福岡県柳川市
生活環境、安全安心		
	光害を防止し星空を守る	岡山県井原市
	救命胴衣着用宣言（海難事故防止）	宮城県石巻市
	登山届出条例（山岳事故防止）	富山県
生活習慣		
	朝ごはんを食べることを奨励	青森県鶴田町
	家庭で読書をするを奨励	宮崎県高千穂町
野生生物		
	昆虫採集の禁止と生態系の維持	鹿児島県湧水町
	サルの餌付け禁止	福島県福島市
伝統、文化		
	丸山千枚田の保全	三重県熊野市
	ふるさと芸能の保存（補助金交付要綱）	香川県三豊市
自然条件に対応		
	節水を奨励、節水機器購入補助	愛媛県松山市
	雪を冬の生活に利用・活用	秋田県横手市
政治参加		
	中学生以上に住民投票権	長野県平谷村
	永住外国人に住民投票権	愛知県高浜市

（資料）牧瀬 [2008]、長嶺 [2009] ほかに基づき日本総合研究所作成

B. 活用が進んでいる分野

条例の活用が進んでいる分野として「地方自治」と「まちづくり」を挙げることができる（注15）。

地方自治分野で条例の活用が進んでいる理由は、当該条例の対象が自治体や地方議会の組織・運営、住民である影響が大きい。これらのテーマについては、地方自治を尊重する観点から国が法令で規定する部分が比較的少なく、条例で規定するのが通例である。

同じく、まちづくり分野では、国の関連法令自体は多数存在するものの、道路や河川、港湾、都市計画、農地、公園等に細分化されているうえ、所管省庁も多岐にわたることが影響している。現実にはまちづくりに取り組む自治体としては、これら多様な法令を自然条件や地域固有の課題、まちづくりの目的に合わせて実地に調整、統括する必要に迫られたことから条例化が進んでいる。

C. 途半ばの経済分野における活用

条例の活用が進む上記分野に対し、本稿のテーマである地域経済振興に関する条例の活用事例は多いとは言い難い。

a. 経済関連条例の全体に占める比率と内訳

図表3（前掲）は東京都と愛知県、札幌市における政策分野別の条例数を示している。わが国経済の中心地においてすら自治体で経済分野に分類される条例（注16）を制定しているケースは少なく、東京都の場合は全体の約6%、愛知県では商工と農林水産を併せて約5%にとどまる。政令市である札幌市においても、経済分野の条例は1.5%に過ぎない。

都の経済関連条例の内訳についてさらに詳しくみると（図表7）、一次産業関連の条例が相当数あり、都の経済実態とのミスマッチが生じている。また、度量衡の規定や獣医師の処遇など経済振興からは距離のある内容も含まれている。経済分野の条例自体が少ないうえ、地域振興に照準を合わせた条例はさらに少数派といえる。地域や都市間の競争が激しさを増す現状、経済分野においても自由度の高まった条例を積極的に活用し、地域主体の経済活動を支援することが望まれる。

b. 経済振興分野の条例のタイプ

経済振興を目的とする条例の対象や内容を見るため、全国で制定されている関連条例の分類を試みた（図表8）。このうち、商店街活性化基本条例や、農業農村振興条例、中小企業振興条例等は、国の法令（地域商店街活性化法、農業振興地域の整備に関する法律、中小企業基本法等）に基づき、自治体が具体策を執行する場面や効果を想定して制定したものである。同じく起業支援事業補助金交付要綱や地方産業育成支援資金貸付規定は、法令の執行に必要な手続きや細則を定めている。

（図表7）東京都の経済振興分野の条例の内訳

通 則	3
産 業	81
農 業	20
畜産、獣医師、装蹄師及狩猟	19
林 産	11
水 産	31
商工業、貿易及び市場	25
商工業及び貿易	19
市 場	6
金 融	5
観 光	6
物 価	20
総 則	5
価格・取引指導	7
度量衡	8

（資料）東京都規集に基づき日本総合研究所作成

（図表8）地域の経済振興に関する条例の分類

分 類	条例の例
製造業	産業振興基本条例、町工場設置奨励条例
商 業	商店街の活性化に関する条例、空き店舗活用事業補助金交付要綱
農業等	農業農村振興条例、6次産業化の推進に関する条例
観 光	観光振興条例、道の駅条例
中小企業	中小企業振興基本条例（注1）
新 規	企業立地促進条例、起業支援事業補助金交付要綱
伝統産業	地方産業育成支援資金貸付規定、餅センターの設置・管理条例 ヤスリ企業振興条例
その他	日本酒（ワイン、焼酎）で乾杯条例、鍋の日条例

（資料）磯崎 [2012] p.42、総務省地方自治体規集リンクを基に日本総合研究所作成
（注1）中小企業には製造業、商業、農作業所等も含まれるためカテゴリーを分けた。
（注2）ゴシックは国の法令を枠組みとする条例、細字は枠組みとなる国の法令が不在な条例。

地域事情を反映した自主条例としては、地場産業の振興をテーマとするケースが多い。伝統産品である「ヤスリ」（呉市）や「餅」（安来市）の存続・活用に向けた施設整備や支援策を定めた条例が代表的である。あるいは地元の清酒、焼酎、ワインや、磁器、陶器の活用をうたう「乾杯条例」もみられる。本条例は京都市（2013年）を皮切りに全国に普及したが、地域経済の振興を目指すというよりも、地域の資源や伝統産業を守る「決意表明」的な内容といえよう。

以上、現状における経済分野の条例は、国の方針・施策を受けて自治体としての活動内容を詳しく規定するための条例が主流といえる。とはいえ、一部には、地域の特性や課題、固有資源を反映した内容を条例化し、経済振興に役立てている自治体も散見される。次章ではこのような事例のうち二つのタイプを紹介する。

一つ目は、国の法令の枠組みに基づきつつ、地域の実態に即した条例を制定・運用する八尾市の中小企業地域経済振興基本条例である。これは中小企業基本法における地域の自由度の向上を背景に、迅速かつ入念な準備作業により制定されたもので、多面的な施策の基盤として効果を挙げており、全国の自治体から先進事例として参照されている。

二つ目は、固有資源の有効活用のため、全国に類を見ない条例を自主的に制定・運用する福岡市の屋台基本条例である。これは「屋台」という地域資源の存在意義を、まちづくりや観光にメリットをもたらす「公益性」と改めて位置付けたうえ、適正営業をする屋台の有効活用をめざすもので、インバウンド観光等に好影響を及ぼしている。

(注5) 広義なローカル・ルールとして、本稿に挙げた法令以外に、当該自治体の総合計画や憲章、住民投票結果、首長の公約、議会の議決等が含まれる(木佐[1998]) p.47。

(注6) ただし、科料や罰則等の内容については地方自治法2条において制限が設けられている。

(注7) 例えば、市の役割である市道の整備に当たり、国の法令における安全上の規定や仕様を遵守したうえで、市が景観のため市道周辺に植栽を整備する条例を制定することは可能である。

(注8) 最高裁判例 昭和50年9月10日「徳島市公安条例事件」では、「法令が必ずしもその既定によって全国的に一律、同一内容の規制を課す趣旨でなく(中略)、その地方の実情に応じて、別段の規制を課すことを容認する趣旨であると解されるとき条例による規制ができる」とした。

(注9) 市町村条例の場合は都道府県と周辺市町村、都道府県条例の場合は主に市町村。

(注10) 一般に、法令との抵触等为了避免するため、所管省庁や地方支分部局との連絡調整を経て条例化される。

(注11) 分権改革以前、自治体の長を国の機関とみなして事務の執行を義務付ける「機関委任事務」が市町村の仕事の4～6割、都道府県の仕事の7～8割を占めていたが、第一期改革により同事務は「自治事務」と「法定受託事務」に仕分けされた。機関委任事務は国の事務であることを理由に地方議会の議決を経る条例の対象外とされていたが、同制度の廃止により地方の事務事業一般について条例制定が可能となった。

(注12) 施設整備や人員の配置について、国が自治体に一定の仕様・水準を求める「義務付け」、国との協議・同意や許認可の範囲内での執行を求める「枠づけ」について、地方の裁量範囲が拡大された。

(注13) 例えば、待機児童の多い地域で、一定条件の下、乳幼児室等の面積を国の基準よりも狭くするなど。

(注14) 前者の例として松山市「松山市節水型都市づくり条例」福岡市「福岡市節水推進条例」、後者の例として横手市「雪となかよく暮らす条例」妙高市「雪国の生活を明るくする条例」等

(注15) 社会福祉や教育分野の自主条例も相当数あるが、本分野は法が地方の事務事業の内容・範囲・水準等を詳細に規定しているため、条例では取り組み体制の整備・充実等を定めているケースが多い。

(注16) ここでは、建設や公営企業など広義の経済分野ではなく、各自治体の例規集上の分類に従っている。

3. 先進地域における経済振興に向けた条例の活用事例

(1) 八尾市「中小企業地域経済振興基本条例」～国の法令を受けた条例のタイプ～

A. 制定の背景

大阪府東南部、奈良県との県境に位置する八尾市(特例市、人口約27万人)には多数の中小企業が集積しており、隣接する東大阪市や東京都大田区等と並ぶ日本有数の「ものづくり基盤」として有名である。

八尾市が中小企業振興に政策的に取り組む契機となったのは、1997年の中小企業都市サミットへの参加であった。当時、八尾では企業数や出荷額の漸減が認識されていたものの危機感は薄く、市の取り組みも手薄だった。しかし、他のサミット参加都市から刺激を受けた八尾市は、翌98年から墨田区をはじめとする先行事例(注17)についての現地調査を行った。

折から分権改革が進み、1999年には中小企業基本法が改正された結果、市町村の役割が「国に準じた

施策の実施」から「自ら施策を策定し実施する責務」に変更された。これを受け、八尾市は中小企業振興条例（注18）の制定を本格化することとなった。

B. 条例化の過程

図表9は八尾市中小企業地域経済振興基本条例（以下、八尾市条例）の制定過程である。

（図表9）八尾市中小企業地域経済振興基本条例の策定の足取り

1997年8月	第一回中小企業都市サミット（於：東大阪市）
1998年4月	大阪府中小企業同友会八尾支部発足 産業振興会議（市委嘱の第三者機関）設置
1999年3月	八尾市議会「産業活性化・中小企業に関する基本条例の早期制定を求める」決議 「八尾市製造業に関する実態調査」報告書（大阪市立大学と共同）
4月	中小企業振興条例 作業部会設置（於：産業振興会議）
9月	企業情報データベース供用開始
2000年2月	産業振興アドバイザー制度発足
6月	国の法令・制度等の学習会開催
2001年3月	八尾市中小企業地域経済振興基本条例施行 八尾市総合計画に産業経済分野創設
2011年3月	条例の一部改正

（資料）植田浩史「地方自治体と中小企業振興」2005年59頁ほかを基に日本総合研究所作成

まず八尾市は、先行事例において重要な役割を担っている「産業振興会議」を組成した。当会議は、当初、市内関係者の間でみられたコミュニケーション不足を補うために中小企業の代表、学識経験者、公募市民から組織されたが、次第に中小企業振興策の骨格を決める重要な役割を担うようになった。現在も同会議は存続し、中小のメーカー、サービス業者や地域住民の声を反映した提言の作成、政策課題の発掘・検討等を行っている。

次いで市が取り組んだのは域内企業の現状調査であった。従来、企業集積の事実こそ周知であったものの、具体策の立案に必要なデータは十分でなかった。産業振興会議からこの点を指摘された市は、個別の訪問調査を市内全域で行った（99年）。調査の途上で企業間の取引や協力実績が乏しいことが判明すると、条例に先立って地元企業をデータベース化し、域内連携の基盤を構築する作業も進めた。

これらの準備段階を経て、産業振興会議において条例化の検討作業に着手し（99年4月）、具体案の策定、議会での審議を経て、着手から2年足らずの2001年3月、西日本初の中小企業振興条例が施行された。このような迅速かつ入念な条例化作業（注19）、および活発な活用状況（具体的施策については後述）は各地の行政関係者の注目を集めた。近年、中小企業振興条例を制定する自治体の動きが加速するなか（注20）（図表10、日刊工業新聞2016年7月22日朝刊）、八尾市の取り組みに着目する自治体は相当数にのぼり、視察に訪れる自治体もある（注21）。

八尾市で条例制定が円滑に進んだ背景には、中小企業の集積と製造業比率の高さゆえに振興策の必要性に関する幅広い同意が存在したことが挙げられる。具体的には、意識啓発に向けたシンポジウム等を開催して市の取り組みを後押しした中小企業団体や、早い段階で条例化を求める決議を行った市議会の活動が端的な例である。

(図表10) 市町村による中小企業振興条例制定状況 (2015年末現在)

年	1979～80's	90's	2000～2005	2006～2010	2011	2012	2013	2014	2015	計
北海道				8	3	1	4		2	18
青森						1			1	2
岩手				1					1	2
宮城			1					1	1	3
秋田					1		1			2
山形							1		2	3
福島									1	1
茨城										0
栃木										0
群馬							1	1		2
埼玉			1	2	1			1		5
千葉			2	4			1			7
東京	2	6	7	6	1		1	1		24
神奈川				1	1		1		1	4
山梨				1						1
長野			2							2
新潟				2				1	1	4
富山									1	1
石川				1				1		2
福井							1		1	2
静岡				1					1	2
愛知						2	2		3	7
三重										0
岐阜		1								1
滋賀						1				1
京都						1	1			2
大阪			1	2	2	3	4	1		13
兵庫				1			1			2
奈良										0
和歌山									1	1
鳥取				1						1
島根								1		1
岡山					1					1
広島			1							1
山口						2				2
香川					1	1	3			5
徳島									1	1
愛媛							1	1		2
高知						1				1
福岡						1		1	1	3
佐賀										0
長崎							1	1	1	3
熊本				4	1	1		1		7
大分								1		1
宮崎										0
鹿児島									1	1
沖縄				1	1		2	1	2	7
	2	7	15	36	13	15	26	14	23	151

(資料) 瓜田靖「中小企業憲章・条例推進運動の成果と課題」2016年2月、中小企業経済同友会『企業環境研究年報』No.20に基づき日本総合研究所作成

C. 八尾市条例の特徴 (注22)

図表11に八尾市条例の条文の要約を示したが、主な特徴は以下の通りである。

第1に、前文において、中小企業の存在が市民生活やまちづくりと深く関連しており、条例のメリットが市全体に及ぶこと、具体的には中小企業振興策が中小企業の発展を通じ、雇用・消費の拡大や税収

(図表11) 八尾市中小企業基本条例の内容

前文	趣旨	中小企業は地域社会の活力の源泉 市民、事業者、市の相互理解・信頼に基づく協働
第1条	目的	産業構造の変革に対応した産業集積の維持・発展と健全で調和のとれた地域社会の発展
第2条	定義	用語の定義
第3条	基本方針	都市のなかで産業が集積するという市の地域特性に適した施策を、市民、事業者、市が一体的に推進
第4条	基本的施策	基本施策7項目①産業集積の基盤を強化するための施策
		②中小企業者の技術力、経営力の高度化を促進するための施策
		③中小企業者または中小企業団体と他の事業者との連携を促進するための施策
		④産業に携わる人材を確保し、および育成するための施策
		⑤新たな事業活動を促進するための施策
		⑥産業に関する情報を発信するための施策
		⑦生活と産業が共存し、高め合うまちづくり推進のための施策
第5条	市の責務	適切な施策の推進と財政上の措置、国等との連携・協力
第6条	中小企業者	従業員が生きがいと働きがいを得る職場づくりに努力し、積極的に地域貢献し、環境に配慮
第7条	市民の理解・協力	市民生活、地域社会への中小企業振興の寄与を理解し、健全な発展に協力
第8条	大企業者の努力	中小企業とともに重要な役割を担いつつ、地域経済の振興、地域貢献、環境との調和に努力
第9条	産業振興会議	条例の理念と基本的施策の実施について意見を聴取する目的で設置
第10条	委任	施行に必要な事項は規則で定める

(資料) 八尾市例規集に基づき日本総合研究所作成

(注) 2011年3月制定、2011年7月改正

増加による市民サービスの向上に結び付くという好循環を明示したことである。中小企業関係者にフォーカスする類似条例が少なくないなか、市内のすべての住民・組織に密接にかかわる条例という認識を強く打ち出したことは大きな特徴である。この特徴は中小事業者や市の役割に加えて、市民や大企業者の役割を明記した条文にも反映されている。

第2に、八尾市条例は、中小企業振興策の重要性やメリットを明らかにしつつ積極的な取り組み姿勢を約束する、いわゆる「プログラム（または理念）」条例（注23）であり、個別具体的な課題や詳細な施策を明記するものではない。このため、八尾市はプログラム条例の陥りがちな弱点、すなわち条例が単なる決意表明に終わってしまう可能性に備え、執行を担保する仕組みを工夫した。

まず、2001年、八尾市は条例制定と軌を一にして、市の重要方針を定める「総合計画」（注24）中に経済産業分野を設定し、中小企業振興関連の施策体系を位置付けた。現行計画（目標終期は2020年）（注25）では、まちづくりの目標の一つである「職住近在のにぎわいのある八尾」の下に、「産業振興とまちのにぎわい創出」政策を明記している。さらに同政策の下位分野として三つの施策領域（注26）と14の個別目標を設け、産業振興会議の意見を踏まえて担当部局が具体策を立案・執行している。

このようにして執行された施策の帰結をチェックする仕組みも用意されている。市は総合計画に対する定例的な政策評価の一環として、個別事業ごとにPDCAサイクルを適用しており、執行プロセス全体の管理・評価と次期施策への反映を行っている。

D. 八尾市の主な取り組みと条例の効果

図表12は、現在実施されている八尾市の中小企業振興施策を整理したものである。製造業の集積を反映した手厚い「ものづくり」支援に加え、商店情報の発信など商業・サービス分野への支援も存在する。中小企業の減少に歯止めをかけ産業集積を維持するため、近年は起業・創業支援や人材育成への注力もみられる。

(図表12) 八尾市における中小企業振興施策の現状

分野	主な担当	事業分野	活動内容
A ものづくり 支援	中小企業サポート センター ものづくり支援室	①専門コーディネーター（注1）による 個別支援 ②医療・介護分野参入促進事業 ③八尾ものづくりカレッジ ④八尾ものづくりnet.	コンサル、補助金や技術情報等の提供、人材・販路等マッチング 市場動向紹介、許認可等制度解説、マッチング支援 テーマ別（技術動向、支援制度解説等）セミナー・交流会の開催 市内製造業の無料ポータルサイト（英語版も）
B 経営・ 金融支援	八尾市ものづくり 支援室 産業政策係 産業博担当（注3） 商業振興係	①経営相談（無料） ②事業用地マッチング ③ものづくり集積促進奨励金制度 ④パワーアップサポート（注2）制度 ⑤中小企業者融資制度 ⑥ビジネスチャンス発掘フェア ⑦八尾あきんどOn-Doネット ⑧やお産業情報ポータル	信用金庫職員による相談窓口の開設 製造業向け事業用地・空き工場の情報提供 工場の新築、増改築、既存工場の購入に奨励金交付 性能試験、特許出願、国際規格認証取得等の経費の一部助成 大阪府制度融資との連携融資 府内メーカーが技術・製品を出品する総合展示商談会 市内の商店情報の発信 助成、セミナー、融資等に関する事業者向け情報サイト
C 創業支援	産業政策係	①やお創業ナビ ②創業スクール ③八尾あきんど起業塾 ④インキュベート・ルーム	創業支援ワンストップ窓口 地元銀行と連携した創業講座とビジネスプラン促成支援 市内で商店の開店希望者向け連続創業講座と開業支援 起業者等へ市が運営する事業用スペースを貸出
D 人材確保 育成	労働支援課 商工会議所	①八尾市無料職業紹介所 ②八尾バリテック研究会 ③八尾ロボット研究会	市内で求職者を募集する就職面接会の開催等を支援 関西大学と市の協定による「バリ（製造上の不具合）」の抑制・除去研究会 市内の学生に向けた「ものづくり体験」「自作ロボットコンテスト」の運営

(資料) 八尾市「やお産業ナビ」2016年6月、八尾市・八尾商工会議所「産業が集まるまち八尾」2014年3月を基に日本総合研究所作成

(注1) 技術開発、生産工程、情報発信、販路開拓、創業支援、人材確保等多岐にわたる

(注2) 正式名称は経営・技術支援補助金制度

(注3) 正式名称は八尾市産業博開催実行委員会事務局

実際に中小企業振興策の中核を担うのは、中小企業サポートセンター（以下センター）である。センターは条例制定後間もない2002年6月、中小企業向けの相談窓口として地元信用金庫の一角に開設された。さらに、条例中に市の責務として財政措置が明記されたことから必要な予算の確保が実現し、センターは市役所近傍に建設された新拠点（注27）に入居した（2011年）。

新たなセンターには八尾市の産業政策課、商工会議所、日本政策投資銀行八尾出張所が同居し、ワンストップサービスを提供するほか、インキュベートルームや会議スペースも併設している。センターの活動の主力は専門的知見を有するコーディネーターで、生産技術、金属素材、工程管理、資材調達、経営品質、販路開拓、創業支援、人材育成、公的支援制度の解説・アレンジ等広範な分野の専門家が交代で支援に当たっている。支援の内容はマッチングや販路開拓、新規分野への進出等にかかわる個別相談と仲介・紹介、セミナー、制度の説明会、企業交流会・商談会、大学との連携支援、助成サポート（応募文書の添削、模擬プレゼンテーション等）などである。

これらの施策による主な効果は以下の通りである。

第1に、センターを拠点とした包括的、実践的な支援を、個々の事業者の事情に即して提供する体制の実現である。センターは既存中小企業者の事業拡大に寄与するほか、手厚い体制によって民間の事業意欲を喚起し、市内の空き店舗等を活用した創業事例に結びつけた例もある。

第2に、一般市民の間で、中小企業振興策とまちづくりやコミュニティとの関連についての理解が進

んだことである。ベッドタウン化に伴う工場と住居の混在（騒音、排煙、臭い、配送車等の往来）といった問題についても、住民と中小企業者、市の間でコミュニケーションが保たれ、合意形成に向けた協議等も可能となっている。

第3に、外部の公的組織や大学等との連携が進んでいる。「西日本初の条例」の影響もあり、八尾市の中小企業振興策は国、府その他機関から高い評価を受け、人事交流や意見交換が継続している。また、条例制定を契機に八尾市は近隣の大学と協定を締結し、地元経済団体や中小企業、金融機関等を巻き込んでネットワークを広げていった。協定の効果は現在も続いており、スピリアウトした企業と大学の協力事業による製品開発も行われている。

第4に、行政組織内部の意識の摺合せである。経済振興部局とは所管を異にする教育部局においても、条例の趣旨に基づき、中小企業への理解促進、将来的な人材確保に向けた取り組みが行われている。具体的には事業者有志の協力による、小中学校での「ものづくり体験」、高校での「ロボットコンテスト」等である。

以上のように、八尾市条例においては、一般市民や大学、小中高生など中小事業者以外の主体も重要なステークホルダーと位置付け、それらに向けた幅広い施策を通じ、市の特性である「中小企業の集積」を生かしたまちづくりを推し進めている。

(2) 福岡市「屋台基本条例」～固有事情に基づく自主条例のタイプ～

A. 制定の背景（図表13）

福岡市の屋台は、戦後の「やみ市」から生まれたと言われ、その個性と賑わいは市民に愛され、観光資源としても認知されてきた。他方、公共空間（道路・公園）においてゴミの投棄や騒音といったルール違反の営業がみられ、周辺環境や住民生活にもたらす負の効果を問題視する声も次第に高まったことから、市は2000年に要綱（注28）を定めて指導を強化した。しかし、道路や公園、食品衛生など所管課による個別指導は十分に機能せず、かえって住民・屋台営業者双方に行政への不信感が生じた（注29）。要綱の策定に先立ち（1995年）、道路交通を管理する県警当局が、公共空間での屋台の新規営業や事業継承は許可しないという「原則1代限り」（注30）の方針を表明していた影響もあり、最盛期には400軒以上を数えた屋台は、2012年には約150軒に減少するまでになった。

このような状況に危機感を抱いた福岡市長は、2011年6月議会で「福岡のまちに屋台を残すべきだ」という強い意思を明らかにし、同市は屋台基本条例の制定に取り組むこととなった。

B. 条例化の過程

議会における意向表明から間もない2011年7月、市長はまず、国との人事交流で獲得した人材を新設

（図表13）福岡市屋台基本条例の制定の推移

1995年	福岡県警、屋台営業は「原則1代限り」の原則を表明
2000年	福岡市「屋台指導要綱」策定
2011年	福岡市「屋台との共生のあり方研究会」設置
2012年	屋台との共生のあり方研究会提言
	福岡市「屋台共生推進本部」設置
2013年	屋台基本条例制定（7月）、施行（9月、ただし一部除く）
2016年	新規営業希望者の公募

（資料）白井智彦「福岡市屋台基本条例」『自治体法務研究』2014他に
基づき日本総合研究所作成

の屋台担当職（課長職）に充てた（注31）。次いで9月には「屋台との共生のあり方研究会（以下、研究会）」を設置し、並行して屋台の実態調査と市民に対するアンケートを行うなど迅速な動きをみせた。

研究会には、市民の代表や有識者（学識、法曹）、メディア関係者のほか、屋台事業者、屋台周辺の住民や近隣店舗の経営者といった利害関係者も参加（注32）して議論を戦わせ、2012年4月には提言がまとめられた。主な内容としては、従来の屋台営業と市の指導に問題があったことを認める一方、街に賑わいを生む屋台には公益上のメリットがあることが指摘され、公益の増進に向けて市と屋台の共生を目指すこと、共生のルールを明確化したうえで厳正な運用を図ること、等が提言された。

市はこの提言を受けて新たな屋台関連施策の検討に着手した。まず、道路、水道、公園、食品衛生、観光等多数の庁内部局が関与する「屋台共生推進本部」を組成し、道路や公園を占有・使用する営業者への許可要件、屋台本体の立地・規格や衛生管理上の評価基準の具体化と指導のあり方等を定めた。また、屋台が福岡のまちづくりや観光にもたらすメリットを理由として条文案中に「屋台の公益性」を明示し、これを梃に県警をはじめとする外部機関との調整にも取り組んだ。

これらの取り組みを踏まえ、2013年3月、市は条例案を策定してパブリック・コメントを求める一方、立地地区の住民や屋台事業者への説明会を実施した。一連の手続きを経た2013年6月、福岡市議会は上記意見を反映した修正案を審議、可決し、同年9月から福岡市屋台基本条例（公募関連の一部条文を除く、以下屋台条例）が施行された。

C. 屋台条例の特徴

八尾市の中小企業振興条例がプログラム条例であるのとは異なり、福岡市の屋台条例には具体的な規制や施策等が詳細に書き込まれており、条文数も多い（注33）。以下、図表14に従い、主な特徴を述べる。

第1に福岡市が積極的に屋台の存続を図る根拠として、総則に「屋台の公益性」が明記されている。従来、屋台の営業が許可される根拠として、戦後の混乱期から長きにわたって営業者の生活手段となってきたという「社会慣習性」が挙げられていたが、本条例において、「屋台の存在意義＝まちづくりや観光に効用をもたらす公益性」というコンセプトが打ち出されたことは大きな方針転換であった。

第2に、公益性の実現に向けた共生ルールの第一の柱として「屋台営業の適正化」を定め、それを厳正に追求する姿勢が表明されている。まず、屋台営業者に対し、従来のルール違反への反省に基づいて屋台営業の要件と許可の仕組み、営業活動に関する詳細な規定が示され、ルール遵守をチェックする仕組み、違反時の処分等も明記されている。営業適正化に向けた責務は屋台営業者のみならず市や利用者にも課されており、とくに市については、屋台の営業エリア周辺に、上下水道や電気設備等を責任をもって整備することが明記されている。

第3に、共生ルールの第二の柱として「屋台の有効活用」を定めている。具体的には、後継者不足等で空きが出た場合に新規参入希望者を公募可能とする規定が設けられている。市民意向調査等における屋台への高い支持を背景に、独自の地域資源として屋台の存続と活用を図る姿勢が示されている。

(図表14) 福岡市屋台基本条例の主な内容

1章		
総則	目的	街づくりや観光振興における屋台の効用を根拠に公益性を明示 屋台営業の適正化と有効活用により、まちと共生する屋台を実現
	基本理念	あるべき屋台イメージとして「理解され、愛される屋台」、「観光資源としてまちを広報する屋台」、「まちの魅力を高める屋台」の実現
	市の責務	営業者の指導監督、適正利用の推進、環境の整備その他施策の実行
	営業者の責務 利用者の責務	関係法令の順守、安全安心な飲食・サービスの提供、環境配慮、地域貢献 屋台の営業場所の生活環境への配慮、屋台営業の適正化に協力
2章		
屋台営業	営業に関する許可	道路：市道等占有許可・更新の基準、道路使用許可・更新の基準 市長と警察署長の事前協議 公園：公園占有等許可・更新の基準
	営業に関する条件・規格等	屋台の規格、占有時間、屋台設置後の歩道の余地、占有料の納入、占有許可の期間、占有許可証の表示、占有許可の譲渡等の禁止（名義貸し禁止）
3章		
是正措置	基準・条件違反に対する対応	許可基準、条件に違反している場合、口頭または文書による指導・注意・警告 基準・条件の遵守状況について市が調査し、営業者ごとに公表 道路あるいは公園占有許可の効力停止・取り消しの要件 道路工事等による屋台の移転、屋台の道路からの除却
4章		
公募	公募の実施	公募を行う場合の要件
	占有期間	公募された屋台営業者に対する通算占有許可期間と延長の要件
	委員会	屋台選定委員会の設置、委員構成、権限・義務
5章		
その他	営業環境の整備	屋台営業者団体の責務と市による支援 屋台営業に関する講習会 屋台営業の環境整備における市の責務、事業者の施設利用
6章		
雑則	調査その他	公募屋台営業者による市長への報告義務 屋台に対する立ち入り調査 国道上で営業している屋台に対する監督・指導・措置について国と連携
附則		
施行期日 屋台の再配置	施行期日	公募関連規定を除き2013年9月1日
	屋台の再配置	現営業場所が条例に定めた条件に適合しない屋台の取扱いと経過措置 条例施行5年後に施行状況を検討、必要な措置をとる

(資料) 福岡市例規集「福岡市屋台基本条例」に基づき日本総合研究所作成

D. 福岡市の主な取り組みと条例の効果（注34）

a. 採点監視

2013年12月以降、条例の規定および施行規則の遵守状況について採点・監視を行っている。屋台の立地する中央区、博多区を指導員が巡回し、営業時間や衛生管理の手順・規定等についてチェック・採点し、違反に対して指導している。これを基に「屋台営業ルールの遵守状況」を点数化し、市のウェブサイト上で地区単位の点数のほか、個々の屋台ごとの採点結果も開示している（注35）。

b. 屋台の再配置

既往の営業場所のうち、条例の基準を満たさないケース（道幅が狭い歩道など）については、新たな営業場所を指定し、屋台の再配置を行った。その際、営業適正化に向けた市の責務の一環として、新たな立地場所近辺に水道設備、受電箱、汚水桝の整備を行い、利用者から条例に規定された利用料を徴収している。

c. 公募

条例施行以来初の公募作業が2016年秋にスタートした。初回特有の事情があり（注36）公募件数は屋

台立地サイト28か所分と例外的に多い。応募者の要件（法人以外、現行営業者は不可等）、公募選定委員会の組成等が終了し、9月12日に公募要領が公表されたところである。

d. 効果

屋台条例に基づくこれら施策の効果は以下の通りである。

第1は、営業適正化の進展である。条例制定後初めて実施された「屋台営業ルールの遵守状況」（2014年3月公表分）を参照すると、条例制定以前（注37）と対して、道路・公園関係の平均点99.8点は28.8点アップ、食品関係の平均点84.8点は15点アップと大幅に改善した。ちなみに、直近2015年12月の評価結果では、道路・屋台関係は100点（満点）、食品関係は90.8点（前回調査より2.3点アップ）となっている。

第2は、営業環境の整備である。従来は屋台を設置すると道幅が狭くなり、通行に危険な箇所もあったが、市が屋台の再配置を進めた結果、余裕あるスペースでの営業が可能となった。再配置された屋台は市の整備した新施設を利用するため、水利用をはじめとする衛生環境も向上した。

第3は、観光資源としての訴求力向上である。以前から、屋台は有力観光資源として市内外からの認知度が高く、観光客の誘致に寄与してきたが、近年は、市がとくに注力しているMICE（注38）やクルーズの誘致活動の一環として屋台を訴求し、効果を挙げている。具体的には、MICEのパーティやエクスクーション（余興・周辺観光）の会場に主催者が屋台を設営して飲食サービスを提供したり、旅行者によるクルーズ客向けの屋台ツアーが催行される等である。これらの活動は、条例制定を機に活動が活発化した屋台営業者の団体との協力・連携の下で行われている。

第4は、公募による屋台の存続に向けた取り組みである。条例制定当時、約150軒であった屋台営業者は2016年9月現在111軒にまで減少しており、このままでは屋台の集積によるメリットが失われる可能性もある。現在、公募の円滑な進行のため（注39）、立地場所の土地柄（注40）に親和性のある事業者をきめ細かく選考するための工夫が進められている。公募による新規参入が刺激となり、新たな営業方法の模索、例えば福岡の特産品や地酒といった地場産品との連携や、地元経済の活性化に向けた屋台と商店との協力等の動きが生じることが期待される。

以上のように、福岡市の屋台条例では、社会環境の変化を踏まえた新たな存在意義として「屋台の公益性」を定義したうえ、その実現に向けて関係者の責務と役割を詳細に定めている。市の基本姿勢や取り組み理由が明示されたことで、施策の執行に必要な関係者の理解と協力を得やすくする効果がある。

(3) 2事例を踏まえた条例のメリット

A. 実効性ある施策の執行

条例化によって、施策執行に対する法的、政治的裏付けが明確となる。すなわち、条例に市の責務が明示されることで、施策の立案と上位計画によるオーソライズ、予算の確保、議会に対する説明、具体策の実施といった一連の執行プロセスに関する強力な推進力が担保される。

さらに、条例に基本方針や目的が明示されることで、市の各部署間で意識の摺合せが進み、連携のとれた施策が立案され、包括的に執行される。また、条例という高次のローカル・ルールが存在すること

で、市政方針に対する予見可能性が高まるため、民間の事業活動を積極化させる効果もある。

実際に難易度の高い施策が推進された例としては、(ア)多額の予算が必要なケース（八尾市：中小企業サポートセンターの建設）、(イ)民間事業者に大幅な現状変更を求めるケース（福岡市：屋台を現行営業場所から移転、再配置する事業等）が挙げられる。

B. 施策の継続性

自治体内部で当該施策が重要課題として認知されることから、施策の継続性が担保される。二元代表制である地方自治においては、一般に執行機関の長である首長の影響が大きく、その交代に伴う路線変更も少なくない。条例化は路線変更に対する一定の歯止め機能を果たすことから、当該分野において長期計画を立案し、息の長い取り組みが可能となる。

八尾市の場合、条例施行から15年が経過し、途中で市長の交代が生じているが、条例に基づいて、幅広い中小企業振興策が積極的に展開されている。

福岡市の場合、条例化から日が浅いものの、営業の適正化に向けた巡回指導等は定着しつつある。今後は、とくに屋台文化の存続を目的とした公募の定着も望まれよう。

C. 関係主体の協力

条例の策定はローカル・ルールのなかで最も難易度が高いものの、その作業にあえて取り組むことで、自治体は当該政策課題に対する意欲や真剣さ、積極性を公表することとなる。結果として、様々な関係主体との協力や連携を実現・推進する効果がある。

福岡市の場合、屋台の道路占有許可の権限を有する警察は県の組織であることから、その既定方針である「屋台営業の原則一代限り」の見直し等について難しい調整が予想された。市は屋台の公益性を条例上に定義したうえ、警察に「公益実現のための協力」を働きかけた結果、後継者のいなくなった屋台の公募をはじめとする市の要望の実現に至った。八尾市の場合、条例策定を契機に官産学連携が実現し、金融機関等も含めたネットワークに発展、中小企業の販路開拓や新製品の開発に成果を挙げている。また、企業間の異業種交流や大学を交えた勉強会も形成され、不良品を減らす技術開発等が行われている（前掲図表12「バリテク研究会」）。

D. 責任の内容・所在の明確化

施策執行の手法や手続き、施策の成果や影響について、住民その他との係争が生じた場合、条例は責任の所在や手続きの妥当性等を判断する法的枠組みとして機能する（現状、両市ともに法的紛争等は生じていない）。

要綱などほかのローカル・ルールは行政組織の内部文書であることから、法的根拠を対外的に主張する機能は弱い。とくに一定規模の予算措置や、民間事業者への規制や活動の制限等を行う場合の根拠として、条例の果たす役割は大きい。

- (注17) 全国で最初に中小企業振興に関する条例に取り組んだのは1979年の墨田区である。
- (注18) 国の中小企業基本法（中小企業施策の基本理念を定めた法、1968年制定）の下、地域レベルの方針や取り組みについて定めたローカル・ルール。法定条例ではなく市町村を中心に一部の自治体が制定している。なお、自治体により名称はまちまちであるため、ここでは中小企業振興条例で代表する。
- (注19) 行政組織内部で条例化作業に取り組む場合、2年以上にわたる（1年目は担当部署での調査・検討、2年目に外部有識者による検討、広報等を経て条文策定、その後に議会審議を経る）のが通例である。
- (注20) 2000～2010年に中小企業振興条例を制定した自治体数が51であるのに対し、2011～2015年の制定自治体数は91に上る。背景には、地域によって優位性のある産業は製造業、商業・サービス業、農業（を基盤とした6次産業）と異なるものの、中小企業という共通点から他の取り組みに着目し、先進事例に倣って地域振興を図ろうとする自治体の増加がある。
- (注21) 八尾市の手法を参照した事例としては、北海道帯広市、釧路市、千葉県、宮城県仙台市、東京都板橋区、愛媛県松山市など。最近の視察例は、愛知県岡崎市。
- (注22) 以下、八尾市産業政策課からの聞き取り調査に基づく（2016年8月18日実施）。
- (注23) プログラム条例方式が採用された背景には、景気変動の影響や中小企業経営の環境変化の速さ等を考慮し、あえて具体策に踏み込まなかった事情がある。
- (注24) 市政の長期方針を示す重要文書。従来は国の法令で策定義務があり、市議会の議決を要した。
- (注25) 八尾市第5次総合計画「八尾総合計画2020」。
- (注26) 三つの施策領域を具体的に示すと、「産業政策を活かした『まちづくり』の推進」、「世界に誇るものづくりの振興と発信」、「地域に根ざし、貢献する商業の育成と振興」。
- (注27) 名称は「八尾商工会議所会館」で、市と商工会議所の共同所有。
- (注28) 「福岡市屋台指導要綱」は屋台の規格、営業時間、明確な料金表示、騒音・悪臭対策などのルールを規定し、実地調査による評価も導入した。調査で判明した実態は、大半の屋台がルール違反であったが、営業許可の取消等の処分は発動されなかった。
- (注29) 住民の不信感に公然とルールを無視する営業者の姿勢とそれを放置する要綱の機能不全、営業者の不信感、営業スタイルは従来通りであるのに指導が厳格化したことへの疑問、遵守困難と思われるほど厳しい評価基準が当事者たる営業者とは無関係に策定されたことへの不満等を理由としていた。
- (注30) 福岡以外にも横浜や小樽など戦後の混乱期の名残で屋台が集積する自治体はみられたが、公共空間での屋台営業を容認する理由を「営業者の生活手段の確保」とする考え方が定着するなか、屋台で現に生計を立てている営業者以外は認めない「一代限り」の方針が全国的に広まった。
- (注31) 本ポストは「屋台課長」と通称された。
- (注32) 背景には、利害関係者が参加しないか策定された要綱が機能不全に終わったという反省があった。
- (注33) ちなみに八尾市の中小企業振興条例が全10条であるのに対し、屋台条例は6章36条からなる。
- (注34) 以下、福岡市経済観光文化局職員からの聞き取り調査に基づく（2016年9月7日実施）。
- (注35) 採点基準は道路・公園関係10項目、食品関係12項目で200点満点。過去6回公表。
- (注36) 現状、条例の要件に反し営業している名義貸し等（猶予期間の対象とされた）が一挙に対象となるため。
- (注37) 要綱当時も屋台営業に関する実地調査と点数評価は実施されていた。
- (注38) 学会や（国際）会議、見本市等の総称で、会合（Meeting）、褒賞旅行（Incentive）、会議（Conference）、催事（Event）の頭文字から成る。
- (注39) 今回は対象案件が28カ所と多いが、今後は年間2～5カ所程度に減少すると予想される。
- (注40) 市内には屋台の集積地が複数箇所あり、観光客中心の地域と、地元客中心の地域に大別される。

4. 条例のメリットを確保するためのポイント

前章の二つの事例から、自治体が経済振興に条例を活用し、成果を挙げる場合に特徴的な取り組みが挙げられる。大別すると以下の4点である。

(1) 実態把握に基づいた条例の制定と活用

第1は、当該地域のニーズや課題について実態を把握し、それを踏まえた施策を検討することである。本稿で例示した条例のテーマである「中小企業の集積」や「屋台」自体の存在は地元で広く知られていたものの、実情は必ずしも把握されていなかった。また、これらのテーマについて、様々な見解や利害

関係を持つ市民・関係者も存在しており、条例化作業の迷走も懸念された。このような状況下、実態把握を通じて客観的なデータを収集したうえ意見交換の基盤として重用する姿勢が効果を挙げ、円滑、迅速な条例化が実現した。

具体的には、八尾市については産業振興会議のアドバイスによる中小企業者への個別調査、福岡市の場合は、条例化の着手段階で行われた実態調査と市民アンケートが該当する。

(2) 現場の意見を踏まえた合意形成

第2は、利害関係者の切実な声を吸い上げ、関係者が納得しうる施策の立案・執行に努めることである。行政組織とは別途、外部組織が条例の制定・運用のために組成され、有識者や公募市民以外に、当該施策の当事者・関係者が参加している。条例に定められた各主体の責務を討議の大枠として重んじつつ、様々な課題に関して合意形成を図る仕組みである。

八尾市の場合、産業振興会議において有識者、住民から選ばれた市民、中小事業者が一定の期間をかけて（メンバーの任期は1期2年）討議機会を共有する。工場と住居の混在など利害が対立しがちな問題も取り扱い、合意形成が図られている。

福岡市の場合、条例制定時に広範な関係者による研究会が組成され、現在は屋台選定委員会において幅広く合意形成が図られている。すなわち、屋台の公募に関しては、営業の適正化に向けた取り組みにもかかわらず、周辺住民からの苦情が依然として聞かれる一方、事業者の一部からは屋台の減少への不安が出るなど立場の相違が目立つなか、有識者、公募市民、屋台事業者組合、市議など関係者に配慮したメンバー構成となっている。

(3) 条例執行体制の整備と実行

第3は、条例の規定を具体策に落とし込み、現実に執行するための体制、人員配置等を整えることである。条例の基本方針やビジョンを具体化するため、適切な業務配分（アサインメント）、部署間の連携と施策の摺合せ、効果的な執行等が重視されている。

八尾市の場合、プログラム条例であるため具体的な取り組みの記述が少ないことに配慮し、条例と総合計画をリンクさせ実効性を担保している。施策の執行に当たっては、庁舎から独立したワンストップ拠点を設け、民間が運営するサポートセンター（注41）と関連組織が同居し、現場近くで一体的・総合的に対応する体制が取られている。

福岡市の場合、条例本体に具体的な課題と対応策が盛り込まれているも、実際の執行に当たっては、屋台営業が道路、水道、公園、食品衛生と様々な方面に関係することを踏まえ、関連部署が参加する本部体制が取られている。個別施策の立案・執行は所管部署が行いつつ、「屋台の公益性」に向けた二つの柱「屋台の適正営業」と「有効活用」を共通の施策目標に掲げ、各部署が密接に連携する「共管」意識の下に執行がなされている。

(4) PDCA

第4として、条例の趣旨が施策に具体化され、効果的に執行されているかどうかについてチェックす

る仕組みとしてPDCAの整備が重要である。反省を次の改善に結びつける仕組みにより、条例で実行可能な取り組みへの期待値を高め、さらに難易度の高い施策に結びつける好循環が目指されている。

八尾市では、条例を総合計画とリンクさせ、定例的な政策評価プロセスによるチェックを行っている。

福岡市では、条例に盛り込まれた内容の一部に執行期限が設定されており、それに基づいた工程管理が行われている。また、屋台のルール遵守状況に関する情報開示を通じて、市の指導体制に対し市民からのチェックを受ける仕組みが整えられている。

(注41) 中小企業サポートセンターは八尾市の施設であるが、運営は民間のインキュベーション機関に委託する公設民営である。

5. おわりに

地域経済の振興にローカル・ルールを活用する例はこれまでのところ限られているものの、事例に見たように一部自治体における取り組みの効果は明らかである。固有の事情や独自資源の活用に向けた当該地域ならではの条例を制定し、実態を踏まえて活用することで、政策需要にきめ細かく対応し、成果を挙げている。

本稿で取り上げた二つのケースを比較すると、条例の性格や国の法令との関係については差異が目立つ。八尾市の場合、国の法令を大枠としたうえで、市の特性を踏まえたきめ細かい振興策を目指しつつも、経済環境の変化に対応するためプログラム条例とし、施策については基本的方向性に限っている。一方、福岡市の場合、条例の大枠を画する国の法令は存在せず、政策課題と対策、施策の実施要件、取り締まりの基準と罰則規定まで含む具体的かつ広範な内容を規定している。

このように、条例のタイプが大きく異なるのと対照的に、両市の施策が効果を挙げた事由については共通点が多い。すなわち、実態把握の重視、現場ニーズの反映、条例を具体策に落とし込む仕組みとプロセスの充実、評価に基づくフィードバック等が、重要な役割を果たしている。条例を活用した地域経済振興の成否を左右するポイントは、必ずしも条例の形式や規定ではなく、その趣旨を地域の運営に際して内実化、具体化する取り組みにあるといえよう。

現実問題としては、自治体にとって「条例を作る」ことの難易度は相当高く、経済振興に条例を活用しようとしても策定作業で「燃え尽き」、その後の施策執行が低調に終わる可能性は否定できない。とくに理念中心のプログラム条例の場合、決意表明に終わるケースが往々にしてみられる。条例化作業の間から執行段階を視野に入れ、条例の内容を具体化するための体制と仕組みを準備していくことが重要である。

最後に残された課題を2点指摘する。

第1は、条例のテーマの拡大である。本稿の二つのケースでは、地域における条例のテーマ（中小企業と屋台）の存在感や重要性について、市民の間で幅広い合意が存在していた。このため、一部で意見・利害対立はみられたものの、比較的短期に円滑な条例化が実現し、その後の活用状況も活発である。しかしながら、今後、自治体が独自の経済振興策を深掘りするなかで、意見や利害対立の大きなテーマに取り組む可能性は高まるものと予想される。実際、大阪府・大阪市や東京都大田区で策定された「特区民泊条例」のケースでは、既存の宿泊事業者と特区での民泊事業を希望する仲介業者や不動産業者と

の間で深刻な意見対立が生じたほか、民泊物件の周辺住民からは生活環境や治安への悪影響を懸念する声が噴出した。このため、特区民泊条例案は大阪でいったん否決されたが、法定条例であり施策を進めるうえで策定は必須であったため、自治体から国に対して条例化すべき内容の詳細について協議を求め、国の通知を待って条例が策定された経緯がある（注42）。国の通知に依拠した本ケースは、自治体が自立して地域の政策需要に対応する取り組みとはベクトルを異にするもので、利害が対立するテーマを条例化する難しさが見て取れる。今後は、このような地域のステークホルダー同士の深刻な利害対立を如何に取り扱うかについて、各地で試行錯誤しつつ解決策を模索することが重要となろう。

残された課題の第2は、自治体の条例や規則に委ねられている細かな規制や要件を見直すことである。現状、公衆衛生や食品の安全基準、民間事業者の営業許可等について自治体ごとに様々な規制・要件が行われ、民間企業による事業展開の障害となっているケースが少なくない。当該地域としては過去の経緯や長年の習慣に基づく自然な内容であり、近隣と微妙に異なることすら認識されていないケースもあるが、「コンビニエンスストアで冷凍食品等を温めるサービスを行うのに、食品衛生法上の飲食店営業許可の取得を求める自治体とそうでない自治体が混在している」（注43）という例のように、疑問視される規制は少なくないのが実情である。このような状況については見直し作業を行い、真に必要な規制は地域間で整合を図り、それ以外は整理していくことが望ましい。

具体的には、国の組織に倣った「地方版規制改革会議」を都道府県レベルで設置し、民間からの要望を踏まえて独自ルールの見直しに取り組むこと等が考えられる。地方分権に向けてローカル・ルールを尊重することは極めて重要であるが、それらは地域の切実な需要を満たし、住民の福利向上や地域振興の実現を目指すうえでのツールである。過去の経緯や習慣に拘泥し、いたずらに地域性を主張する姿勢との峻別が望まれる。

(注42) 大阪府戦略本部会議資料「外国人滞在施設経営事業について」2015年8月24日p.1。

(注43) 第26回規制改革会議（2016年4月19日）参考資料 内閣府規制改革推進室「地方における規制改革に関する国としての対応の考え方（案）について」（2016年3月10日事務連絡）p.2。

(2016. 10. 19)

主要参考文献

- ・磯崎初仁 [2012]. 『自治体政策法務講義』第一法規、2012年
- ・地方自治研究機構 [2014a]. 「自治体法務研究」2014年夏号
- ・地方自治研究機構 [2014b]. 「自治体法務研究」2014年冬号
- ・菊池進 [2010]. 「地方自治体の基本構想と中小企業振興条例」中小企業家同友会企業環境研究センター『企業環境研究年報』第15号、2010年12月
- ・木佐茂男編著 [1998]. 『自治立法の理論と手法』ぎょうせい1998年
- ・北村喜宣 [2012]. 『自治力の爽風』慈学社出版、2012年
- ・北村喜宣 [2015]. 『自治力の躍動』公職研、2015年
- ・牧瀬稔 [2008]. 『政策条例のポイント』東京法令出版、2008年

- ・長嶺超輝 [2009]. 『47都道府県これマジ!? 条例集』 幻冬舎新書2009年
- ・関智弘 [2008]. 「都市における産業集積と中小企業—大阪府八尾地域における中小製造業の関係性構築と経営基盤強化」 中小企業家同友会企業環境研究センター 『企業環境研究年報』 第13号、2008年12月
- ・嶋田暁文 [2013]. 「福岡市における屋台と政治・行政」 上下、自治総研2013年9、10月号
- ・植田浩史 [2005]. 「地方自治体と中小企業振興—八尾市における中小企業地域経済振興基本条例と振興策の展開—」 中小企業家同友会企業環境研究センター 『企業環境研究年報』 第10号、2005年12月
- ・植田浩史 [2009]. 「地方自治体と中小企業振興—帯広市における中小企業振興基本条例とその展開を中心に—」 中小企業家同友会企業環境研究センター 『企業環境研究年報』 第14号、2009年12月
- ・臼井智彦 [2014]. 「福岡市屋台基本条例」 『自治体法務研究』 2014年夏号 地方自治研究機構
- ・屋台との共生の在り方研究会 [2012]. 「福岡のまちと共生する屋台へ」 2012年4月